

神戸市立図書館電子図書館サービス要綱

令和3年1月5日

最終改正 令和4年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立図書館資料取扱要綱に基づき収集した電子資料を提供するサービス（以下「電子図書館」という。）に関して必要な事項を定める。

(電子図書館の提供方法)

第2条 電子図書館は、神戸市が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）が構築する電子資料配信サービスをスマートフォン、タブレット、パソコン等のコンピュータにより電子資料を提供する。

2 神戸市立図書館は電子図書館の利用者にID及びパスワードを交付するとともに、契約事業者へ提供する。

(電子資料の範囲)

第3条 電子図書館が提供する電子資料の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1項に定める電子資料のうち、神戸市が選定した電子資料を貸出する。
- (2) 神戸市が著作権を有する資料及び著作権保護期間を満了した郷土資料の中から、神戸市が必要なものとして選択した電子資料を提供する。

(利用者)

第4条 電子図書館の利用者は、神戸市立図書館が発行する図書館カード（以下「図書館カード」という。）の交付を受けた個人とする。

2 図書館カードが失効している者又は未交付の物は、神戸市立図書館条例施行規則第4条及び第5条に基づき、図書館カードの交付を受けなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第5条 電子図書館利用のためのID及びパスワードの取り扱いについては、各号のとおりとする。

- (1) ID及びパスワードは、図書館カード1枚につき1つとする。
- (2) 利用者は、ID及びパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 利用者は、ID及びパスワードを紛失又は不明とした場合は速やかに神戸市立図書館に連絡しなければならない。
- (4) 利用者の故意又は過失によりID及びパスワードが利用者以外に使用され、損害が生じた場合、利用者がその責めを負う。

(電子資料の貸出及び閲覧)

第6条 電子資料の貸出、貸出期間の延長及び閲覧に係る点数及び期間は、以下のとおりとする。

内 容	点 数	期 間
第3条第1号で定める貸出	3点以内（著作権法上の許諾を要しない電子資料を除く）	2週間以内
貸出期間の延長	延長は1回に限り、予約がない場合に限る	2週間以内
第3条第2号で定める閲覧	無制限	無制限

(電子資料の予約)

第7条 電子資料の予約は3点以内とし、取置期間は貸出が可能になった日の翌日から7日間とする。

2 電子資料の予約（電子図書館において利用できる資料の事前貸出申込をいう）は、神戸市立図書館が必要と認める範囲内において、第2条第2項及び第5条で定めるID及びパスワードの交付を受けた者が申し込むことができる。

(著作権法に関する禁止行為等)

第8条 何人も電子図書館で提供される電子資料を複製してはならない。

2 著作権法上の許諾が必要な電子資料を学校園で使用する場合は、使用する日の1週間以上前に、使用するコンテンツ、目的及び方法を神戸市立中央図書館が指定する方法により届けなければならない。

(賠償責任)

第9条 電子図書館に掲載された電子資料の貸出及び閲覧などの行為により生じた損害については、当該行為を行った者が賠償する責任を負うものとし、神戸市立図書館は一切その責任を負わない。